百四十八　陸上自衛隊那覇駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	沖縄県那覇市
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字鏡水六百七十九番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市 赤嶺一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）並びに住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯二十六度十二分四十二秒、東経百二十七度三十八分四十二秒の点 二　北緯二十六度十二分五十六秒、東経百二十七度三十八分四十五秒の点 三　北緯二十六度十三分十二秒、東経百二十七度三十八分八秒の点 四　北緯二十六度十三分十五秒、東経百二十七度三十八分四十四秒の点	字鏡水六百七十九番地 赤嶺一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、奥武山町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、田原一丁目から三丁目まで、通堂町、西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東町（次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から五丁目まで、住吉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、辻一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び山下町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十九　陸上自衛隊那覇駐屯地白川分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県沖縄市	沖縄県沖縄市
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字白川百十九番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県沖縄市 字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻、字知花（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、知花三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び松本七丁目並びに字倉敷、字大工廻、字知花、字美里、知花三丁目から五丁目まで及び松本七丁目以外の次の図面に示す地域	字知花（次の図面に示す部分に限る。）及び字知花以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十　陸上自衛隊那覇駐屯地勝連分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県うるま市	勝連内間仲間屋原二千五百三十番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市	勝連内間、勝連平敷屋及び勝連平安名（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯二十六度十七分五十七秒、東経百二十七度五十四分三十七秒の点 二　北緯二十六度十七分五十五秒、東経百二十七度五十四分三十秒の点 三　北緯二十六度十八分八秒、東経百二十七度五十三分二十六秒の点 四　北緯二十六度十八分三十六秒、東経百二十七度五十三分十三秒の点 五　北緯二十六度十八分五十七秒、東経百二十七度五十三分十五秒の点	勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理及び与那城饒辺以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。